

# 今月のトピックス

令和 6 年 4 月

顧問先社長 経営幹部各位

株式会社 アンジェロ  
社労士法人 斎藤マネジメントオフィス・アンジェロ  
TEL:03-5356-6377 FAX:03-5449-1088  
TEL:048-781-2651 FAX:048-726-0811

URL:<http://slmo.co.jp/>

二次元コードで弊社 HP へアクセスできます。

【今月の担当:佐藤】



## 【労災保険料率・特別加入保険料率改定のお知らせ】

### ～労災保険料率～

3月の会報でもお知らせ致しましたように、令和6年4月より労災保険料率の変更される業種（引下げが17業種・引上げが3業種）が発表されましたので詳細をお知らせ致します。（一部抜粋）

	業種番号	労災保険料改定対象業種	労災保険料率	前年差
引 下 げ	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	6	-0.5
	41	食料品製造業	5.5	-0.5
	44	木材又は木製品製造業	13	-1
	52	金属材料品製造業	5	-0.5
	54	金属製品製造業又は金属加工業	9	-1
	61	その他の製造業	6	-0.5
	72	貨物取扱事業	8.5	-0.5
引 上 げ	45	パルプ又は紙製造業	7	1
	57	電気機械器具製造業	3	0.5
	93	ビルメンテナンス業	6	0.5

(単位: 1/1,000)

### ～特別加入保険料率～

特別加入制度とは、労働者以外の方のうち、業務の実態や、災害の発生状況からみて、**労働者に準じて保護することがふさわしいと見なされる方に、一定の要件の下、労災保険に特別に加入することを認めている制度です。**特別加入できる方の範囲は、中小事業主等(第一種特別加入)・一人親方等・特定作業従事者(第二種特別加入)・海外派遣者(第三種特別加入)に大別されます。今回、一人親方等・特定作業従事者(第二種特別加入)の一部業種で保険料率がそれぞれ 1/1,000 引き下げになっておりますのでお知らせ致します。

#### 【保険料率変更は以下の5業種です】

- ・ 個人タクシー、個人貨物運送業者、原動機付自転車又は自転車を使用して行う貨物の運送の事業 (12/1,000⇒11/1,000)
- ・ **建設業の一人親方 (18/1,000⇒17/1,000)**
- ・ 医薬品の配置販売業者 (7/1,000⇒6/1,000)
- ・ 金属等の加工、洋食器加工作業 (15/1,000⇒14/1,000)
- ・ 履物等の加工の作業 (6/1,000⇒5/1,000)

※上記内容につきまして、ご質問等がございましたら、お気軽にご相談下さい。